

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

町、防災関係機関は、地震に強いまちづくり、人づくりと同時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進していく必要がある。

町及び防災関係機関は、「第4編 第1章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

1 久米島町

- (1) 町防災会議は、町防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、町の地域特性にあわせて事前に整備しておく。

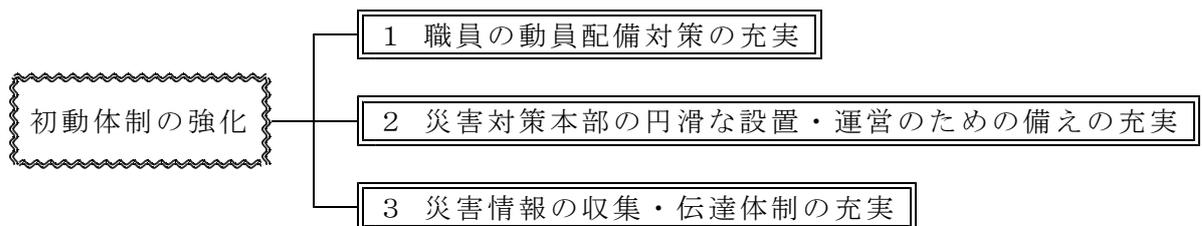
2 防災関係機関

各関係機関の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及びマニュアルを整備しておく

第1節 初動体制の強化

突然発生する災害に町が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後、素早く把握し、町としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の3つの事項を重点に初動体制の強化を図る。



1 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、町職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

(2) 災害対策職員への携帯電話の常時携行

いち早く災害対策本部長及び各対策部長等との連絡体制を確立し、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ主要職員などに携帯電話を常時携行させ、常に呼び出しが可能な体制をとる。

(3) 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員あるいは警備員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制を確保できる。そこで、防災担当職員、警備員等が確実に連絡をとれるよう連絡体制の整備を図る。

(4) 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁舎内執務室等の安全確保を徹底する。

2 町災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎の耐震性の確保

災害対策本部を設置予定庁舎の耐震診断を順次行い耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を整備する。

(2) 災害対策本部設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食糧、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実

必要とされる災害に関する情報を素早く把握する能力を高めるため、以下の対策を推進する。

(1) 情報通信機器等の充実

ア 災害情報を迅速に伝達するため、必要に応じて町防災行政無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新等を図る。

イ 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を推進する。

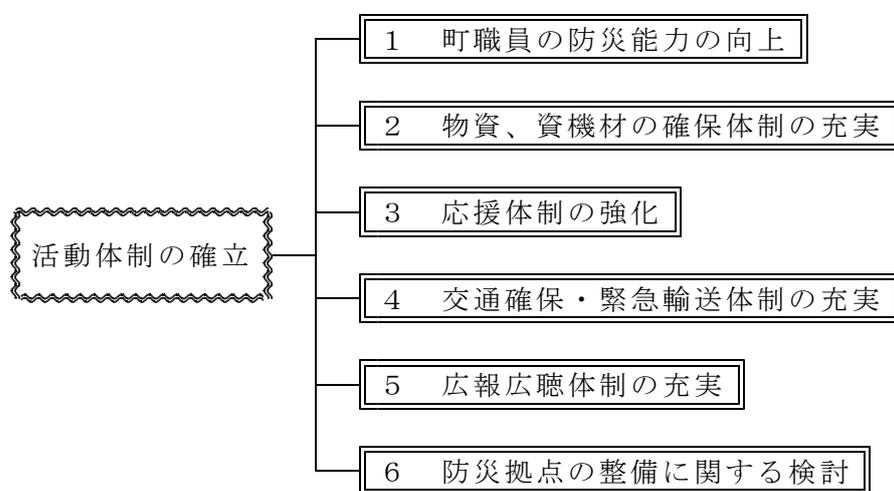
ウ 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）の整備を図る。

(2) 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

第2節 活動体制の確立

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要があることから、次の6つの事項を重点的に活動体制の確立を図る。



1 町職員の防災能力の向上

一般に町職員にとって災害応急対策活動は日常的なものでなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等をすべての部門に配布するとともに、職員の防災への理解を深める。

(2) 防災担当課職員、災害対策要員の育成

防災担当課職員は、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められ、災害対策要員は、発災初期において、積極的な応急対策活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、国、県等の実施する防災研修会、防災関係学会等への職員の派遣、過去の被災地の視察や意見交換会の開催等を行う。

2 物資、資機材の確保体制の充実

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるように整備を推進する。

ア 自主防災組織用の救出救助資機材の整備

イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進

エ 重機や資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の促進

オ 町内公共施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるように整備を推進する。

ア 自主防災組織用の消火用資機材の整備

- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進
- (3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実
 - 公立久米島病院と協力しながら町内における医薬品・衛生材料の確保のほか、本町における想定被害者数を考慮した量を目標とする確保に努める。
- (4) 生活必需品の確保体制の充実
 - 食糧・水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。
 - ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食糧・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に関する啓発
 - イ 町における食糧・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進
 - ウ 飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄の促進
 - エ 大手取扱業者（JA おきなわ、生活協同組合等の大規模小売店舗等）との協定等締結の促進
 - オ 町における輸送手段の確保は、「第4編 第1章 第15節 交通輸送計画」によるものとする。
- 3 応援体制の強化
 - 被害が甚大で町において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。
 - (1) 市町村間の相互応援協定締結の推進
 - 災害応急対策全般の市町村間の相互応援を確実に実行できる体制を強化する必要がある、県の指導・助言を受けながら市町村間の相互応援協定の締結を促進する。
 - (2) ボランティアとの連携体制の充実
 - 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等の連携のもと対策を講じていくものとする。
 - ア 専門ボランティア（資格・技術を要する）やボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備促進。
 - イ ボランティアコーディネーターの養成を図るため、災害時のボランティアの在り方や求められるマンパワーの要件、活動支援・調整等についての研修会を実施する。
- 4 交通確保・緊急輸送体制の充実
 - 町における交通確保・緊急輸送体制の充実は「第4編 第1章 第15節 交通輸送計画」によるものとする。
- 5 広報広聴体制の充実
 - 被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。
 - (1) プレスルールの整備
 - 報道機関を通じての広報については、町からの情報を迅速・的確に発信するため、その活動が円滑になされるようプレスルールの設備を充実する。
 - (2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催
 - 災害時に町からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。
 - (3) パソコン通信・インターネットを通じた情報発信に関する検討
 - 阪神・淡路大震災においてもみられたように、情報化の進展に伴い、パソコン通信

インターネットといった新しい情報伝達手段が成熟化してきている。

そこで、町からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、町内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

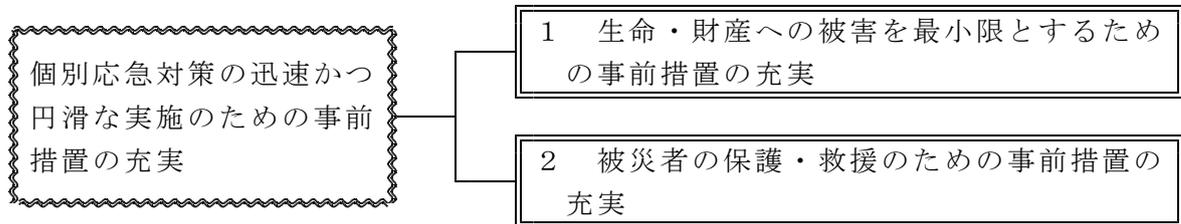
6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

町民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報収集・伝達対策の充実

余震による被害をより効果的に防止するためには、余震情報に関する情報を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、町としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、学校、ホテル・民宿経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検指導

ウ 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成

エ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及びマップの作成

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

ア 町、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）

イ 自主防災組織用の救出救助資機材の整備

(5) 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととし、以下の対策を推進する。

ア 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）

- ウ 総合的な緊急医療対策のため、第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
 - エ 総合的な緊急医療対策のため、医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
- (6) 消防対策の充実
- 同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していくこととする。
- ア 消防本部、消防団、自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む）
 - イ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設、設備の整備促進
 - ウ 自主防災組織用の初期消火用資機材の整備
- (7) 建築物の応急危険度判定体制の整備
- 建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。
- 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実
- 被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。
- (1) 学校の防災拠点化の推進
- 学校が地域の拠点として機能するためには、次の点に留意する必要がある。
- ア 無線設備の整備
 - イ 教職員の役割の事前規定
 - ウ 調理場の調理機能の強化
 - エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
 - オ シャワー室、和室の整備
 - カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設整備
 - キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備
- (2) 広域避難候補施設のリストアップ
- 高齢者、障害者の要援護者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておくものとする。
- (3) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・民宿等への備蓄の啓発
- 災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食糧、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・民宿等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食糧、水、生活必需品を各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。
- (4) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置
- 災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定締結を図る。
- (5) 物価安定等のための事前措置
- 災害発生時、物価の安定を図るため、小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を迅速に行う。
- ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
 - イ 災害発生時に営業状況を把握する小売店及びガソリンスタンド等のリスト化
- (6) 文教対策に関する事前措置
- 災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

- ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- イ 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討
- ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導